

東京女子医科大学 研究データ管理・公開ポリシー

令和7年1月29日制定

東京女子医科大学（以下「本学」という。）は、高い知識・技能と病者を癒す心を持った医師の育成を通じて、精神的・経済的に自立し、社会に貢献する女性を輩出することを建学の精神としている。本学は、最良の医療を実践する知識・技能を修め、高い人格を陶冶した医療人及び医学・看護学研究者を育成する教育を行うことを使命としてきた。そこで本学は、教育・研究・医療において生成された研究データを適切に管理・保存し、可能な限り、広く世界へ公開することによって研究価値を高め、医療人及び医学・看護学研究者の研究活動の推進とともに、人類社会における学術的な発展に貢献するために、以下のとおり、研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

1. 目的

本学の研究活動に従事する医療人及び医学・看護学研究者の主体的な研究活動を最大限に尊重したうえで、本学の研究活動における研究データの管理・保存及び利活用・公開に関する基本方針を定めることを目的とする。

2. 研究データの定義

本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学の研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

3. 研究データの管理

本学において、研究者は、それぞれの研究分野における法的及び倫理的要件を遵守して、研究データの管理を実施する。

4. 研究データの利活用・公開

本学において、研究者は、それぞれの研究分野における法的及び倫理的要件を遵守して、研究データの利活用を推進し、可能な限り、研究データを公開する。

5. 大学の責務

本学は、研究データ管理・公開及び利活用を支援する環境を整備する。

6. その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

東京女子医科大学（以下「本学」という。）は、高い知識・技能と病者を癒す心を持った医師の育成を通じて、精神的・経済的に自立し、社会に貢献する女性を輩出することを建学の精神とする。本学は、最良の医療を実践する知識・技能を修め、高い人格を陶冶した医療人及び医学・看護学研究者を育成する教育を行うことを使命としてきた。教育・研究・医療において生成された研究データを適切に管理・保存し、可能な限り、広く世界へ公開することによって研究価値を高め、医療人及び医学・看護学研究者の研究活動の推進とともに、人類社会における学術的な発展に貢献するために、以下のとおり、研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

1. 目的

本学の研究活動に従事する医療人及び医学・看護学研究者の主体的な研究活動を最大限に尊重したうえで、本学の研究活動における研究データの管理・保存及び利活用・公開に関する基本方針を定めることを目的とする。

2. 研究データの定義

本ポリシーが対象とする「研究データ」①とは、本学の研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

3. 研究データの管理

本学において、研究者②は、それぞれの研究分野における法的及び倫理的要件を遵守して③、研究データの管理を実施する④。

4. 研究データの利活用・公開

本学において、研究者は、それぞれの研究分野における法的及び倫理的要件を遵守して、研究データの利活用を推進し、可能な限り、研究データを公開する⑤。

5. 大学の責務

本学は、研究データ管理・公開及び利活用を支援する環境を整備⑥する。

6. その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする⑦。

① 研究データ

本学の研究活動を通じて収集または生成されたデータを指す。研究素材となるオリジナルの一次データ、研究の中間過程で分析・処理によって作成された二次データ（加工データや解析データ）、研究成果の根拠データ（エビデンスデータ）、キュレーション等がなされた整理データ、データベース等の知的財産に相当するデータ、データを説明するためのあらゆる形態の研究資料となるもの（テキスト、数値データ、画像データ等）や試料（実験試料、標本、計測データ、写真、音声・動画等の視聴覚情報、調査票・質問票、臨床データ等）を含み、これらの媒体については、デジタル・非デジタルを問わない。

参考文献

・大学 ICT 推進協議会 (AXIES), 大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン (2021 年 7 月 1 日発行), https://rdm.axies.jp/_media/sites/14/2021/07/urdp-guideline.pdf,p.27-28.

② 研究者

本ポリシーが対象とする「研究者」とは、本学において研究活動に従事するすべての教職員、学生、受入研究員等を指す。学生についても研究活動に従事する場合には該当する。研究・教育活動の事務的な支援者については該当しない。

③ 法的及び倫理的要件を遵守して

研究データの管理については、関連する法令や本学の規程等（※1）を遵守し、人を対象とする研究や、個人情報やセンシティブ情報を含むデータを使用した研究等については、各分野を所管する省庁や学協会が倫理指針等が示されているため、それらの定めに従うことが必要である。

※1 本学の関連する規程等について

- －研究に携わる者の行動規範
- －学校法人東京女子医科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- －東京女子医科大学における公的研究費の管理・監査に関する規程
- －共同研究取扱規程
- －受託研究取扱規程
- －研究活動に係る利益相反マネジメント規程
- －東京女子医科大学知的財産マネジメント委員会規程
- －東京女子医科大学学術リポジトリ専門委員会規程
- －医薬品および医療機器の臨床研究および臨床試験(治験)の実施に関する規程
- －東京女子医科大学における人を対象とする生命科学・医学系研究の実施に関する規程
- －個人情報取扱規程

- －診療に関する個人情報の保護規程
- －医療情報管理規程
- －情報管理委員会規程
- －臨床研究に係る試料及び情報等の保管に関する標準業務手順書
- －学校法人東京女子医科大学における個人情報保護基本方針
- －東京女子医科大学安全保障輸出管理規程
- －東京女子医科大学における研究インテグリティの確保に関する規程
- －東京女子医科大学オープンアクセス方針
- －東京女子医科大学学術リポジトリ運用指針
- －その他、各研究分野等における関連法令

④ 研究データ管理

本ポリシーにおける「研究データ管理」とは、研究活動において研究データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等の研究データに関わる一連の活動全般を指す。「研究データ管理」については、次の通り定める。

- (1) 研究データ管理計画（DMP）を策定し、その計画に従う。
- (2) 研究中は、収集・生成された研究データを適切な保管・利用する。
- (3) 研究終了時には、研究データをとりまとめ、「保存データ」「廃棄データ」「非管理データ（管理対象外の研究データ）」に分類する。
- (4) 「保存する研究データ」について、保存期間の設定及び廃棄の適切な処理を行う。
- (5) 「保存する研究データ」について、「公開」「非公開」の決定をし、公開の研究データについては、公開条件及びライセンス（契約条件）を定める。

「研究データ」の「保存」「廃棄」の分類やその方法や手順等について、分野特有の規定や慣例がある場合は部局の実施要領等に定めることとする。

⑤ 可能な限り研究データを公開

本ポリシーにおける「公開」とは、保存する研究データを、利用者を限定せず利用を許可する「一般公開(Publish)」と、限定された利用者にもみ利用を許可する「共有(Share)」とを含む概念とする。「公開」しない場合は、「非公開」となる。

研究者は、それぞれの研究分野における法的及び倫理的要件、契約、規程等に基づく特段の定めがない限り、原則として可能な限り、FAIR原則（※2）に則って公開することが望ましい。なお、公開の際には、適切なライセンス情報を付し、利用者にはその遵守を求める必要がある。公開すべき、あるいは公開すべきでないといった分野の取り決めがある場合は、部局の実施要領等に記載する。

※2 FAIR原則（日本語版）

To be Findable:(見つけられるために)

- F1. (メタ)データが、グローバルに一意で永続的な識別子(ID)を有すること。
- F2. データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3. (メタ)データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。
- F4. メタデータが、データの識別子(ID)を明記していること。

To be Accessible:(アクセスできるために)

- A1. 標準化された通信プロトコルを使って、(メタ)データを識別子(ID)により入手できること。
 - A1.1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。
 - A1.2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。
- A2. データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

To be Interoperable:(相互運用できるために)

- I1. (メタ)データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されていて、広く適用可能な記述言語を使うこと。
- I2. (メタ)データがFAIR原則に従う語彙を使っていること。
- I3. (メタ)データは、他の(メタ)データへの特定可能な参照情報を含んでいること。

To be Re-usable:(再利用できるために)

- R1. メタ(データ)が、正確な関連属性を豊富に持つこと。
 - R1.1 (メタ)データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスと共に公開されていること。
 - R1.2 (メタ)データが、その来歴と繋がっていること。
 - R1.3 (メタ)データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

(Licensed under a Creative Commons 表示4.0国際 ©2019 国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター)

出典:FORCE11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016).

<https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>,

NBDC研究チーム(訳), “FAIR原則(「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)” (2019).

<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

⑥ 研究データの管理・公開及び利活用を支援する環境を整備

研究者が適切な研究データの管理、公開、利活用を実現できるよう、本学が提供できる支

援環境として、以下のような例が考えられる。

- ・適切に研究データ管理を行えるプラットフォームを提供する。
- ・研究データを公開するための学術リポジトリ等を提供する。
- ・研究データ管理・公開に関する法務、契約関連等の支援をする。
- ・研究データ管理計画（DMP）等、研究データの管理に関する支援をする。
- ・各部局等において研究データ管理・公開に関する実施方針や規程等の策定の支援をする。

⑦ ポリシーの見直しについて

本ポリシーについては、今後のデータ管理に関する社会や学術状況の変化に対応するよう、適宜、必要に応じて見直しを行い、改訂する可能性が考えられる。